

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、昭和 47 年 4 月 17 日第 7 号で指定された道路の一部を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 14 日

上越市長 中 川 幹 太

- 1 廃止道路の種類 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 廃止年月日 令和 7 年 5 月 14 日
- 3 廃止道路の位置 上越市安江一丁目 117-36 の一部
- 4 廃止道路の延長及び幅員 延長 3.00m 幅員 5.00m